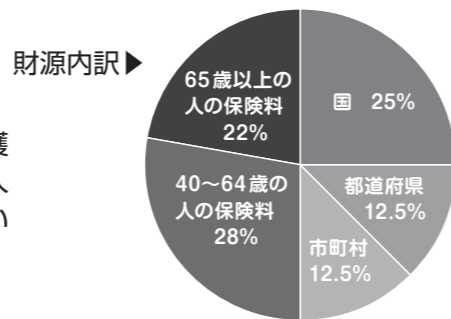


# 介護保険料を改定します

介護保険制度は、介護が必要になった人が安心して自立した生活が送れるように、社会全体で支えていく社会保障制度です。

## 介護保険制度の財源

介護保険料は3年ごとに見直しを行い、山都町では今後3年間の介護サービス給付見込み額などを推計し、下表のとおり改定しました。一人ひとりの保険料は大切な財源ですので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



## 平成27年度 65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料

所得段階	所得基準	保険料率	保険料		
			月額	年額	
第1段階 (※軽減措置)	世帯全員が町民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50 (×0.45)	3,000円 (2,700円)	36,000円 (32,400円)
第2段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	基準額×0.75	4,500円	54,000円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	4,500円	54,000円
第4段階	世帯員に町民税が課せられているが、本人は非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	5,400円	64,800円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	6,000円	72,000円
第6段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	7,200円	86,400円
第7段階		前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.30	7,800円	93,600円
第8段階		前年の合計所得金額が290万円未満の人	基準額×1.50	9,000円	108,000円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.70	10,200円	122,400円

※軽減措置…平成27年度は第1段階に対して低所得者軽減措置が予定されています。( )内は軽減措置が実施された場合の内容となります。

## 保険料はどのように納めます

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 納付書または 口座振替			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	← 確定した年間保険料を10期に分けて納付 →											
特別徴収 年金から 差し引き	1期		2期 仮徴収	3期		4期		5期 本徴収		6期		
	← 前年度6期の保険料と同額を差し引き →											
	← 確定した年間保険料からすでに納めた保険料分を差し引いて、残った金額を3期に分けて納付 →											

# ペットボトルは大切な資源です 分別収集にご協力ください

再利用するには、きちんと分別していただくことが大切です。

山都町では、ペットボトルの分別収集を実施しています。町民の皆様のご協力により、適正にリサイクルすることができていますが、まだまだ分別されずに「燃えるごみ」に入っているペットボトルや異物が混入しているペットボトルが見受けられます。

貴重な資源を有効に利用するために、適切な分別へのご協力をお願いします。

◎対象となるもの

プラスチックボトルでラベルに  が表示されたものに限りです。

PET

## ペットボトルの出し方

キャップとラベルをはずし、中をすすいでから、透明袋に入れて出してください。

①キャップとラベルをはずす

②中をすすぐ



※キャップとラベルは「燃えるごみ」へ

③透明袋に入れて缶・ペットの日に出す

※以下のものは「燃えるごみ」とし出してください。

- ・たばこなど異物が入っているペットボトル
- ・著しく汚れているペットボトル



問合せ先

○山都町役場環境水道課 (72-4002)